

作成担当課/係	技術管理課基準一係
作成時期	2014 年度
保存期間	1 年
保存期間満了時期	2015 年度

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 2 8 日

本局各部各課長 殿  
各事務所(管理所)長 殿

企画部 技術調整管理官

#### 付加的業務の運用基準(案)の試行の改定について

付加的業務については、「付加的業務の運用基準(案)の試行について」(平成 23 年 1 月 18 日付け事務連絡)及び「付加的業務の運用基準(案)について(補足)」(平成 23 年 1 月 18 日付け事務連絡)により通知し、試行しているところであるが、工事執行プロセス検討会で行った説明会等で、付加的業務の費用計上について実態と乖離が大きいと言う意見や各種団体との意見交換会の中でも同様の意見が多く聞かれたため、付加的業務の運用基準(案)の見直しに関する意見照会及び各事務所の実態調査を行った。

各事務所の意見を踏まえ、運用基準(案)の改定を下記のとおり定めたので通知する。

#### 記

1. 適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用
  - (1) 発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、事前に協議(作業期間を含む)が整っていること
  - (2) 設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等設計思想が変わらないこと
  - (3) 出来型管理の取りまとめ時期等から想定して受注者以外では取りまとめが困難な場合
  
2. 費用計上
  - (1) 積算基準

「単価契約図面作成業務実施要領(案)及び単価決定基準(案)」

(2) 費用計上する経費

(1) の基準に基づき算定された経費込み単価を計上する。

(3) 費用の計上箇所

業務委託費に計上する。

(4) 費用計上の対象とする図面区分

- ・当初設計図書に対し、受注者により作業した変更図面及び数量計算書。
- ・当初図面に対し、廃止する図面及び図面タイトルの修正は対象としない。

3. 適用時期

本運用は、平成26年4月1日以降に適用条件を満たす、土木工事より適用可能とする

以上

## 付加的業務の運用基準（案）の試行について（補足）

### 1. 「試行」という取扱について

平成22年度前半に於いて取り組んだ「建設生産性向上に関する（受注者向け）アンケート等によると、「費用計上がなされず受注者に付加的業務をさせている実態がある事」、また各事務所へのキャラバン等を通じて発注者も「受注者に付加的業務をさせた場合、費用計上の運用基準がないため基準を定めて欲しい」等の要望が多いことから、「設計変更の一層の円滑化を図る観点」から早急に運用を定めるべきと判断した。

本来、運用を定めるには実態調査を踏まえるべきであるが、今回は、アンケート調査や事前の試算等に基づいて運用を定めたため、「試行」という形とした。

このため、今後アンケートや実態調査等を踏まえて逐次改訂していく用意があることを承知おき願いたい。

### 2. 適用条件のしぼり

設計変更の実態を考えると、「条件無しで受注者へ付加的業務を依頼できる様にすべき」との意見もあるが、本来、運用基準(案)に記載してあるように「設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うもの」であることから、やむを得ない場合のみ受注者へ依頼できる様にしたため、この様な適用条件のしぼりを設けたものである。

### 3. 「発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、事前に協議（作業期間を含む）が整っていること」発注者は、付加的業務は自らが行うものと認識し、受注者に依頼する場合は、発注者が発議し、受注者の了解を得て依頼すべきものであることと、発注者が一方的に受注者へ押しつけるものではないことに留意して下さい。

### 4. 「設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等設計思想が変わらないこと」

『当初の設計思想が変わらないこと』とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼しても良いが、「設計施工の分離の原則」から、修正する方法が複数存在する場合の様に、発注者が何らか判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。

この考え方に基づく例を以下に掲載する

① 土中用防護柵を地下に支障があるため、独立基礎とし構造物用防護柵とする→OK

② 管渠の土被りが変更となり、基礎形式を変更する→OK

③ 直接基礎の擁壁を地盤が悪くて直接基礎では不可の場合→不可

※杭基礎、置き換え等の複数の工法が存在し、更に擁壁構造を軽量盛土や補強土壁に変更することも考えられるため

④ 地形の不一致により構造の寸法や取付位置等を変更する場合

構造のタイプが変わらない場合→OK

寸法変更が大きく構造タイプの変更が複数考えられる場合→不可

5. 「出来形管理の取りまとめ時期等から想定して受注者以外ではとりまとめが困難な場合」

出来形管理は受注者が行うものであるが、工事完成間際に行う工種は、設計変更とりまとめ時期より出来形管理の時期が遅くなり、受注者以外では設計変更とりまとめが出来ない工事が多々あることから、この様な条件を付したものであり、逆説的には、鋼橋上部工事の様に、材料手配のために事前に受注者から承認図が提出され、これに基づき設計変更される場合などは、この条件を満たさないと考えている。

但し、鋼橋上部工事でも、仮設工等では、本条件を満たす場合があることを承知願いたい。

6. 納期

設計図書の修正とりまとめ作業の納期については、受注者の過度な負担とならないように協議により適切な期間を合意しておくこととし、適用条件の1つとしている。

7. 予算区分

予算区分としても試行期間において工事費とした。

8. 適用時期

本運用は、平成26年4月1日以降に適用条件を満たす、土木工事より適用可能とする

9. その他

運用の検討、実施に際しては、会計課、契約課、河川工事課、道路工事課も了解している。